

国民健康保険税の賦課限度額の見直しと 低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られます

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および低所得者層の保険税負担の適正化を図るため、基礎課税分(医療分)の限度額が引き上がるとともに、低所得者に対する国保税軽減措置が拡充されます。

1 賦課限度額の引き上げについて

	平成29年度賦課限度額	平成30年度賦課限度額
医療分	540,000 円	580,000 円
後期高齢支援分	190,000 円	190,000 円
介護納付金(※)	160,000 円	160,000 円
合計	890,000 円	930,000 円

※介護納付金については、40歳以上65歳未満の方のみ加算されます。

2 低所得者に対する国保税軽減措置の拡充について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が、一定額以下の世帯に対して均等割および平等割の税額の負担を軽減される対象が下記のとおり拡大されます。

	平成29年度まで	平成30年度から
7割軽減判定基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減判定基準額	33万円 + 27万円 × (被保険者数)	33万円 + 27.5万円 × (被保険者数)
2割軽減判定基準額	33万円 + 49万円 × (被保険者数)	33万円 + 50万円 × (被保険者数)

問合せ 国民健康保険課 保険税係 ☎893-4411 内線 141・237

後期高齢者医療保険
加入の皆さまへ

平成30年度から、
医療保険料の軽減率・限度額が変わります

後期高齢者医療保険加入の方の保険料は

①年収に応じて納めていただく部分【所得割】と、②全員に納めていただく定額部分【均等割】があります。平成30年度から、保険料が下記のように変わります。

1 所得割の額が変わる方 ▶▶▶ 年収 約153万円～約211万円の方

平成29年度の所得割は、特例的に2割軽減されていましたが、平成30年度から軽減なしとなります。(均等割の定額部分は変わりません)

2 均等割の額が変わる方 ▶▶▶ 元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成29年度の均等割は、特例的に7割軽減されていましたが、平成30年度は5割軽減になります。
※ただし、元被扶養者であっても世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

3 賦課限度額が57万円から62万円へ引き上げとなります。

問合せ 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎893-4411 内線 146・152



7月から国民健康保険税・後期高齢者 医療保険料の納付が始まります！



平成30年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付については、指定金融機関および全国のコンビニエンスストアで納めることができます。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、早めに納付してください。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談等については、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

※平成30年度の申告はお済みでしょうか。申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

お支払いに困ったときは早めのご相談を！

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税を納付できない場合は納税相談を承りますので、窓口までご来所ください。

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ② 失業等により生活が困難になったとき
- ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④ 災害(火災・風水害)または盗難にあったとき

問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411
保険税係 内線 141～145
後期高齢者医療係 内線 146・152

安心・便利な口座振替を！！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のために金融機関などに行く手間も省け大変便利です。また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

お手続き方法

納税(付)通知書・保険証・預金通帳・通帳の届け出印を持って、金融機関または国民健康保険課窓口にてお申込みください。

※お申込みから振替開始まで約1か月かかります。

平成30年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限口座振替日	7/31 (火)	8/31 (金)	10/1 (月)	10/31 (水)	11/30 (金)	(※)	1/31 (木)	2/28 (木)	4/1 (月)

※12月の納期は27日(木)です。また、口座振替日は25日(火)になります。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を滞納すると・・・

